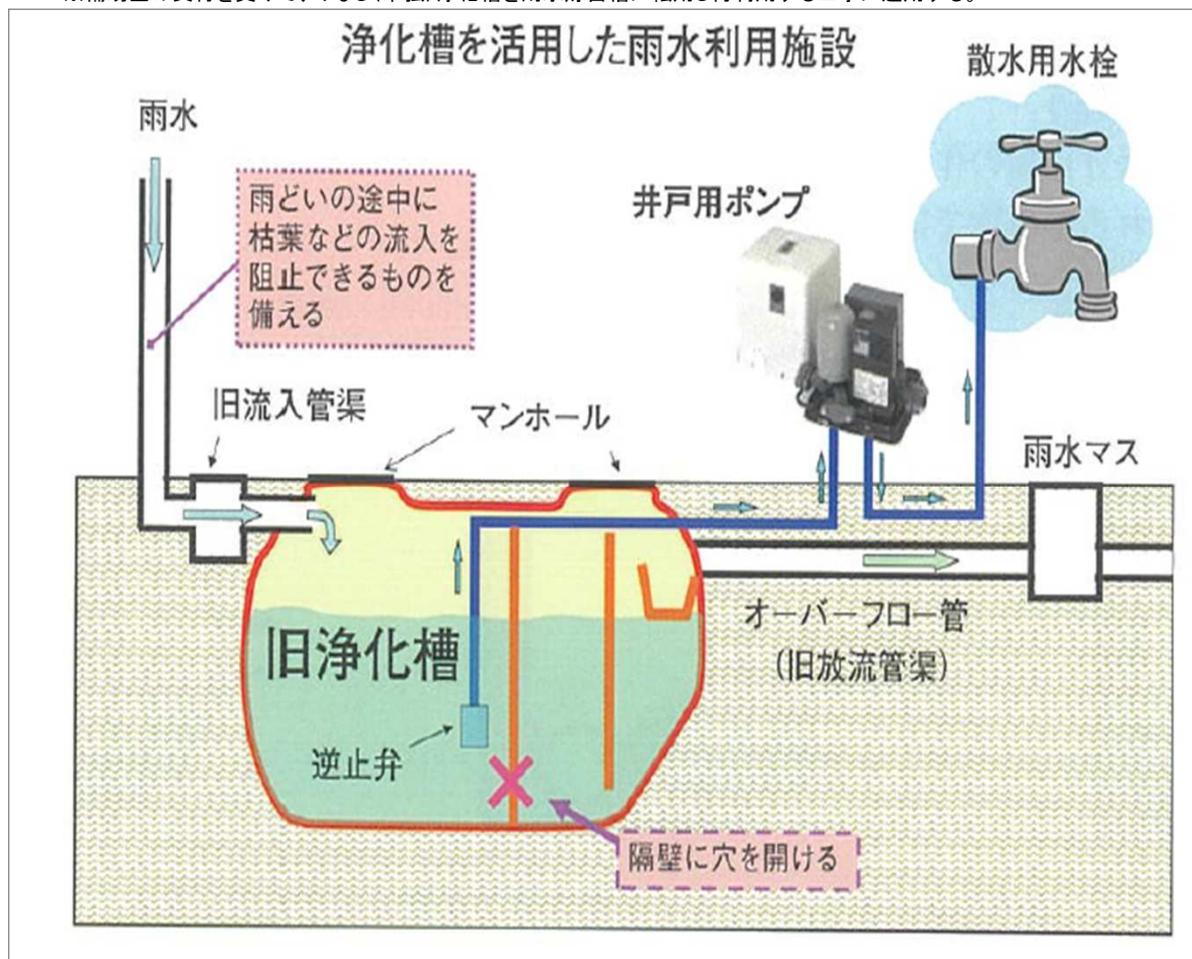


雨水貯留槽転用の施工基準について

全ての工事写真に工事黒板を入れて撮影すること。

工事黒板へ補助金交付指令番号及び指令年月日を記載すること。

※補助金の交付を受けて、みなし(単独)浄化槽を雨水貯留槽に転用し再利用する工事に適用する。



	施工基準	写真撮影方法	備考
1.	雨樋や雨水排水管と旧浄化槽の流入管を接続すること。	接続部は全て撮影すること。	
2.	流入管には落葉やごみの流入を防止するためのスクリーンや阻集器を設けること。	設置場所が分かるよう撮影すること。	
3.	槽内の隔壁(仕切板)に穴を開けること。全ての隔壁の上部、中間部、底部にそれぞれ1カ所以上穴開けすること。	隔壁ごとに穴開け箇所の撮影をすること。	
4.	雨水を再利用するためのくみ上げ装置を設置すること。(陸上ポンプや水中ポンプなど)	ポンプなどのくみ上げ装置は、据付け工事が完了した状態で撮影すること。	
5.	オーバーフロー管は旧放流管などに接続し、余剰水を側溝や河川に放流できるようにすること。	接続部及び側溝などへの放流箇所を撮影すること。余剰水を地下浸透させる方式は不可とする。	
6.	電源ケーブル用の電線管や配管は、破損防止のため埋設すること。	-	現地確認項目
7.	完成後は、降雨時の雨水流入状態を確認すること。また試運転を行い、装置が正常に動作し水栓等から再利用水が取り出せることを確認すること。	-	現地確認時には、使用できる状態にしておくこと。